

第 9 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成27年2月19日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第9回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成27年2月19日(木曜日)

午前10時0分開議

午前11時51分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成26年度熊本県一般会計補
正予算(第9号)

議案第19号 平成26年度熊本県病院事業会
計補正予算(第3号)

議案第20号 平成26年度熊本県一般会計補
正予算(第10号)

報告第4号 いじめに係る重大事態に関す
る調査結果の報告について

出席委員(8人)

委員長 高木 健次
副委員長 泉 広幸
委員 鬼海 洋一
委員 藤川 隆夫
委員 池田 和貴
委員 小早川 宗弘
委員 松岡 徹
委員 早田 順一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 松葉 成正
政策審議監 寺島 俊夫
医監 岩谷 典学
長寿社会局長 山田 章平
子ども・障がい福祉局長 田中 彰治
健康局長 山内 信吾
健康福祉政策課長 渡辺 克淑
首席審議員兼

健康危機管理課長 一喜美男

高齢者支援課長 中島 昭則

認知症対策・

地域ケア推進課長 池田 正人

社会福祉課長 吉田 雄治

子ども未来課長 福田 充

子ども家庭福祉課長 藤本 聡

障がい者支援課長 松永 寿

医療政策課長 立川 優

国保・高齢者医療課長 大塚 陽子

健康づくり推進課長 下村 弘之

薬務衛生課長 窪田 吉晴

病院局

病院事業管理者 河野 靖

総務経営課長 林田 浩稔

事務局職員出席者

議事課主幹 甲斐 博

政務調査課主幹 山鹿 公嗣

午前10時0分開議

○高木健次委員長 ただいまから、第9回厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるため、執行部からの説明は簡潔にお願いします。また、説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のままで行ってください。

それでは、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、松葉健康福祉部長。

○松葉健康福祉部長 おはようございます。
2月定例会が始まりましたが、委員長、副委員長初め各委員におかれては、今議会もよろしく御審議、御指導をお願いいたします。

それでは、健康福祉部関係の議案等の概要につきまして、着座にて説明させていただきます。

本日の委員会に付託されております議案は、予算関係2議案、報告関係1件でございます。

まず、第1号議案の平成26年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額35億5,900万円余を減額する補正予算をお願いしております。

その主な内容についてですが、増額分は、難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴う所要見込み額の増加や国庫補助事業等に係る精算金の返納に伴う予算などを計上しております。

また、減額分は、子育て支援等に係る国庫補助が市町村への直接補助に変更されたことに伴う国庫分の減額や介護給付費県負担金交付事業などで当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

このほか、債務負担行為の変更等や繰越明許費の設定についてもお願いしております。

次に、第20号議案の平成26年度熊本県一般会計補正予算でございます。これは、国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に係る補正予算分でございます。総額21億4,500万円余の増額をお願いしております。

その主な内容ですが、スプリンクラー等の整備を行う有床診療所等への助成や少子化対策に取り組む市町村への助成などに係る予算を計上しておりますほか、繰越明許費の設定をお願いしております。

これらによりまして、特別会計を含めた健康福祉部の平成26年度の予算総額は、1,359億3,500万円余となります。

次に、報告第4号のいじめに係る重大事態

に関する調査結果の報告についてですが、平成25年4月に県立高校で発生したいじめに係る重大事態について、学校調査結果の調査を行いましたので、その結果を報告するものでございます。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○高木健次委員長 引き続き担当課長から説明をお願いします。

○渡辺健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

2月補正予算の通常分でございますが、主なものを御説明いたします。

まず、社会福祉総務費でございますが、1,319万円の減額をお願いしております。

説明欄1の職員給与費につきましては、当初予算では、昨年1月1日現在の職員数とその給与額をもとに所要額を計上しておりますが、今回の補正は、その後の4月1日以降の組織改編や人事異動等に伴う所要額の増減をお願いするものでございます。

各課の職員給与費につきましても同様でございますので、各課からの個別の説明は省略させていただきます。

次に、3の社会福祉諸費のうち、(3)地域共生くまもとづくり事業につきましては、補助金の交付決定に伴う減額でございます。

(4)市町村派遣職員負担金は、県の総合福祉相談所に4月から派遣されております市町村職員の人件費に係る負担金でございます。

(5)福祉・介護人材緊急確保事業につきましては、委託契約の執行残を減額するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

災害救助費につきまして、957万9,000円の

減額をお願いしております。

説明欄1の災害救助基金積立金は、災害発生時の避難所や応急仮設住宅の供与、食品、飲料水の供給などに必要な費用の財源として積み立てております災害救助基金につきまして、災害救助法で定められている基金の最少額まで達するために、熊本広域大水害に係る取り崩し分の積み戻しなどを行うものでございます。

2の災害救助対策費のうち、(1)東日本大震災応援救助事業は、民間の賃貸住宅を借り上げ、東日本大震災に伴い本県に避難されている方に応急仮設住宅として供与するものでございますが、退去が進み、借り上げ戸数の減に伴い減額を行うものでございます。(2)災害救助費につきましては、熊本広域大水害に係る応急仮設住宅からの退去者が見込みを上回り、基礎改修を行う住宅の戸数が減ったことなどによる減額でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

保健・医療・福祉関係業務につきましては、健康福祉部各課の委託業務等のうち、平成27年4月1日から業務等を開始するために、3月中に入札等の事務手続を終えて契約内容を確定する必要がある53業務につきまして、一括して限度額8億3,643万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。主なものとしましては、動物愛護管理業務委託、これが9,948万円余、生活困窮者総合相談支援モデル事業委託8,845万円余などでございます。

健康福祉政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○一健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料10ページをお願いいたします。

主な項目について御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費でございますが、6、

842万円余の増額補正をお願いしております。これは、主に右の説明欄2に記載しております肝炎対策に係る医療費等の所要見込み額の増加に伴うもの及び説明欄3の感染症予防事業費等国庫負担金等の確定に伴う精算返納金に伴うものでございます。

次に、最下段の予防費でございますが、205万円余の減額補正をお願いしております。

これは、主に、説明欄1に記載しております感染症予防費のうち、11ページ、(2)になりますが、エイズ予防対策費に係る国庫補助金の内示減に伴うものでございます。

資料12ページをお願いいたします。

保健所費でございますが、210万円の増額補正をお願いしております。これは、右の説明欄1の結核検診事業におきまして、結核患者の接触者に対して実施いたします健康診断の対象者が当初見込みより増加したことに伴うものでございます。

以上、健康危機管理課の2月補正予算通常分といたしまして、1億2,617万円余の増額補正をお願いしております。

引き続き2月補正予算経済対策分について御説明いたします。

59ページをお願いいたします。

予防費でございますが、右の説明欄1の感染症予防費としてのエボラ出血熱対策事業でございます。これは、第1次感染症指定医療機関である熊本市民病院に感染防護具500セット分の整備費を助成するものでございます。

以上、経済対策分といたしまして、180万円の増額をお願いしております。

60ページをお願いいたします。

繰越明許費の関係でございますが、ただいま御説明いたしました経済対策分のエボラ出血熱対策事業につきまして、年度内に事業を完了しないことが想定されるため、全額繰り越しの設定をお願いするものでございます。

健康危機管理課関係分は以上でございます。

す。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○中島高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

お手数ですが、説明資料の13ページにお戻りください。

2月補正予算通常分につきまして、主なものを御説明申し上げます。

老人福祉費でございますが、1億4,100万円余の減額をお願いしております。

説明欄をお願いいたします。

2の高齢者福祉対策費の(4)施設開設準備経費助成特別対策事業でございますが、市町村における事業の次年度への繰り延べなどによります所要見込み額の減に伴いまして、減額補正をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。

(6)長寿を支える地域の介護職員等研修支援事業でございますが、最終的に代替職員の応募がなかったことなどに伴いまして執行残が生じたことから、減額補正をお願いするものです。

次に、4の介護保険対策費の指定サービス事業者管理事業でございますが、介護保険事業者管理システムの改修に要する経費につきまして、当初の見込みよりも少額で改修ができたことから、その執行額等の減額補正をお願いするものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

老人福祉施設費でございます。480万円余の減額をお願いしております。

説明欄、お願いいたします。

1の老人福祉施設整備費の(1)介護基盤緊急整備等事業でございますが、執行残につきまして、減額補正をお願いするものです。

(2)の看取り空間整備支援事業でございますが、当初予算で改修4カ所、新規改築2カ所分の800万円を計上しておりましたが、改修のみの5カ所の整備となったことなどから、

執行残につきまして、減額補正をお願いするものでございます。

以上、高齢者支援課の2月補正予算通常分1億4,600万円余の減額をお願いしております。

次に、16ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

施設開設準備経費助成特別対策事業及び介護基盤緊急整備等事業につきまして、昨年12月におきまして既に2億円の繰越明許費の設定をお願いしたところですが、今般市町村より、設計変更等に不測の日数を要したなどの理由で、新たに繰り越しの申請がありましたので、1億2,200万円余の追加設定をお願いするものでございます。

次に、少し飛びますが、61ページをお願いいたします。

61ページでございますが、2月補正予算経済対策分について御説明申し上げます。

老人福祉費でございますが、1の介護保険対策費の指定サービス事業者管理事業、経済対策分でございますが、平成27年4月に予定されております介護報酬改定に伴います介護保険事業者管理システムのプログラム改修に要する経費でございます。

以上、高齢者支援課の2月補正予算経済対策分といたしまして、125万円余の増額をお願いしております。

高齢者支援課分は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○池田認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課です。

説明資料の17ページをお願いいたします。

主なものを説明させていただきます。

まず、老人福祉費ですが、説明欄の2、高齢者福祉対策費の(1)から(5)までは、認知症疾患医療センターの運営など、認知症施策を推進するための事業となっておりますけれども、それぞれ契約に伴う執行残、所要見込み

額の減、国庫委託金の内示減、財源更正などを行うものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

(8)訪問看護推進人材育成事業は、訪問看護師等の養成を行う事業でございます。補助対象団体の九州看護福祉大学における報償費や会場使用料等の経費節減により補助申請額が見込み額を下回ったことに伴いまして、減額補正を行うものでございます。

次に、3、国庫支出金返納金の老人福祉事業費等国庫支出金精算返納金は、平成25年度に実施いたしました国庫補助事業の額の確定に伴う返納金でございます。

4の介護保険対策費、(1)介護給付費県負担金交付事業は、市町村が行います介護保険給付に対し、県から法定負担金を交付するものでございます。市町村における給付費見込み額の減に伴い、予算額234億651万円余のうち、7億4,729万円余の減額をお願いするものでございます。

次に、(2)の地域支援事業交付金交付事業は、これも、市町村が介護予防事業などに取り組む地域支援事業につきまして、県の交付金を交付するものでございます。市町村での所要見込み額の減により減額補正を行うものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

(3)の介護保険財政安定化基金運営事業は、介護保険財政不足になりました市町村に対し貸し付け等を行うものでございますけれども、今回、2町村から介護給付費の見込み増により財源に不足が生じることに伴いまして、貸し付けを行うものでございます。

(7)の地域包括ケア推進体制強化事業は、新規の在宅医療介護連携推進モデル事業について、実施主体であります市町村の予算編成や連携推進の確保に時間を要したこと、それから国庫補助金の内示減に伴いまして、減額補正を行うものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

(9)の訪問看護ステーション等立ち上げ支援事業は、訪問看護サービスの提供が不十分な地域において、訪問看護サービスを開始する事業に対して、立ち上げ段階での助成を行うものでございますが、想定した時期よりも実際の立ち上げ時期が後になったことから、減額補正を行うものでございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課の2月補正予算通常分といたしまして、7億8,338万円余の減額をお願いいたしております。

次に、2月補正予算経済対策分について御説明いたします。

説明資料の62ページをお願いいたします。

説明欄の1、介護保険対策費の中山間地域等創生による地域包括ケア推進事業、H26経済対策・地方創生先行分につきましては、中山間地域等の条件不利地域における在宅サービス提供体制整備を行う市町村及び団体に助成を行うものですけれども、今般国から交付されます交付金を活用し実施するものでございます。954万円余の増額をお願いしております。

最後に、63ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

ただいま御説明いたしました中山間地域等創生による地域包括ケア推進事業につきまして、全額を平成27年度に繰り越すものです。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の21ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、社会福祉総務費ですが、説明欄2、生活福祉資金貸付事業費につきましては、県社会福祉協議会が行う貸付事業に対する補助でございます。

(1)の体制強化事業は、生活福祉資金のシ

システムについて、来年度施行の生活困窮者制度との連携を図るための改修費の増額補正をお願いしているものでございます。

次に、同じページの下段、遺家族等援護費について御説明いたします。

22ページをお願いいたします。

(7)の引揚者等援護扶助費は、帰国後の中国残留邦人に対する生活支援に係る経費でございます。給付対象者の死亡などにより減額するものでございます。

それ以外の増減につきましては、国庫委託金の内示減や所要額の増によるものでございます。

次に、下段の生活保護総務費について御説明します。

23ページをお願いします。

(3)は、生活保護世帯の子供が大学等に進学する際に、在学期間中、生活費を貸し付けているものでございますが、新規申請が見込みより少なかったため、減額をお願いしているものでございます。

(4)のホームレス対策事業、(6)の矯正施設等退所者社会復帰支援事業につきましては、いずれも社会福祉法人に委託して事業を実施しておりますが、委託契約に伴う執行残の減額をお願いしているものです。

(5)の住宅手当緊急特別措置事業、次のページの(7)基金の市町村補助事業につきましては、いずれも給付決定者の減などによる減額をお願いしているものでございます。

次の(8)自立支援プログラム策定実施推進事業、(9)の生活保護適正実施推進事業、(10)の生活困窮者総合相談支援モデル事業につきましては、委託契約に伴う執行残の減額をお願いしているものでございます。

25ページをお願いいたします。

中段の4、国庫支出金返納金は、平成25年度の生活保護費等国庫負担金などの事業費確定に伴う国への精算返納金でございます。

次の5の緊急雇用創出基金積立金につつま

しては、運用利息の増額補正を行っているものです。

以上、社会福祉課通常分として、165万8,000円の減額補正をお願いしております。

続きまして、経済対策分について御説明いたします。

資料の64ページをお願いいたします。

保護施設整備費として、八代市のほうに所在します救護施設の老朽改築に要する経費の助成として、2億8,600万円余の増額補正をお願いしております。また、65ページに、本件に関する繰越明許費の設定をお願いしております。

社会福祉課は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○福田子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料は、戻っていただきまして、27ページをお願いいたします。

27ページ、主なものにつきまして御説明させていただきます。

まず、2段目の児童福祉総務費につきましては、9億9,700万円余の減額をお願いしております。

右の説明欄1の児童健全育成費でございますが、(1)の多子世帯子育て支援事業は、所要見込みが予算を上回ることによって増額をお願いしております。(2)の児童健全育成事業は、放課後児童クラブの運営経費や施設整備に関する市町村への助成でございますが、所要見込みが予算を下回っておりますので、減額をお願いするものでございます。(3)の子育て支援強化事業費補助金は、地域の子育て支援拠点の運営費などの市町村への助成でございますが、国の補助が、県を経由する間接補助から市町村への直接補助に変更になりました。予算編成時点では詳細が判明しておりませんでしたため、間接補助を前提に予算化しておりましたので、予算に計上しており

まず国庫分を減額するものでございます。

28ページをお願いします。

(4)の待機児童解消加速化プラン事業費補助は、認定こども園への移行を目指す幼稚園が行う長時間預かり保育に対する助成などを行うものでございますけれども、これも、国の補助が直接補助に変更されたことにより、国庫分を減額するものです。(5)の子育て支援のための拠点施設整備事業は、整備予定のうち1カ所の整備が延期になったことに伴う減額をお願いしております。

2の国庫支出金返納金は、25年度の精算分でございます。

3の安心こども基金積立金は、返納金や運用利息を積み立てるものでございます。

4の保育士等確保対策費は、これも、国の補助が直接補助に変更されたことにより、国庫分を減額するものです。

29ページをお願いします。

児童措置費で3,500万円余の減額をお願いしております。これは、民間保育所の運営費に係る県の負担金でございますが、所要見込みに基づきまして減額するものです。

次の児童福祉施設費は、1億3,400万円余の減額をお願いしております。

右の説明欄の1、市町村保育施設運営費補助の中の(2)の家庭的保育推進事業は、これも国の補助が直接補助に変更されたことによる減額です。

次に、2の児童福祉施設整備費は、保育所等緊急整備事業で、27カ所の整備予定のうち1カ所につきまして、整備予定時期が延期されたことに伴い減額するものでございます。

3の施設職員退職共済費は、県内の民間社会福祉施設職員の退職共済費の一部を助成するものでございまして、昨年度の給付費所要額に基づき設定される単価が改定されまして、減額を行うものでございます。

30ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で4,900万円余の増額をお

願いしております。

説明欄でございますが、母子医療対策費といたしまして、(1)の未熟児養育医療費、そして(2)の小児慢性特定疾患治療研究事業につきまして、所要見込みに基づき増額補正をお願いしております。

以上、当課合計11億1,900万円余の減額をお願いしているところでございますが、うち、10億8,000万円余が国庫補助の変更に伴う減額でございます。

次に、資料31ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。

児童福祉費につきまして、保育所整備関係で現在既に5億500万円の繰越明許費を設定いただいているところでございますけれども、保育所等緊急整備事業で2カ所、待機児童解消加速化プラン事業費補助で1カ所、境界確定に時間を要したことなどによりまして完成が27年度にずれ込む見込みでございますので、新たに1億2,100万円の設定をお願いするものでございます。

次に、少し飛びまして、資料66ページをお願いいたします。

66ページ、経済対策分でございます。

児童福祉総務費で5,400万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄に記載しておりますように、地域少子化対策強化交付金事業、これは、結婚、妊娠、出産、育児の支援に関しまして、全額国庫補助で実施する事業でございます。熊本市などの5つの市町におきまして、未婚者向けのセミナーですとか、妊娠、出産の知識を普及啓発する事業などが予定されております。県でも、高齢者の子育て参加という視点から、高齢者向けの孫育て手帳といったものを作成するなどの取り組みを行いたいと考えております。

続きまして、67ページをお願いします。

ただいま御説明しました事業は、国の交付決定が年度末に行われる予定でございます。

実際の事業実施が27年度にずれ込むことから、全額繰越明許費の設定をお願いしているものでございます。

最後に、この冊子とは別に、A4横の一枚紙がお配りされているかと思えます。A4横の一枚紙で表になっているものでございます。タイトルが、平成26年度2月補正予算のうち「地域消費喚起・生活支援事業」についてというタイトルの一枚紙でございます。

これは、1行目に書いてありますように、国の経済対策として措置されました地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用する事業として、企画課に一括して予算計上され、総務常任委員会に付託されている予算案でございます。

この中で、子ども未来課で実施を予定している事業がございますので、補正予算関連として、あわせて御説明させていただきます。

この表の一番下でございますけれども、県民の生活支援を行う事業といたしまして、子育て支援のためのプレミアム付商品券事業を予定しております。これは、市町村に配分される国の交付金を活用しまして、市町村におきまして地域消費喚起を目的としたプレミアム付商品券を発行する事業が計画されております。この事業の実施に当たりまして、その商品券を子育て世帯に対して割り引きして販売した場合に、その割り引き分について県から市町村に助成を行うものでございます。市町村の取り組みと連携して実施することにより、子育て世帯の負担軽減の一助としたいと考えているところでございます。

子ども未来課は以上でございます。

よろしく御審議お願いします。

○藤本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

説明資料のほうにお戻りいただきまして、32ページをお願いいたします。

主なものを御説明したいと思います。

2段目の児童福祉総務費です。

2の児童健全育成費は、児童虐待の未然防止のために市町村が行う乳幼児訪問事業等に対する補助金で、国の補助分について、県を通さず、国から市町村への直接補助の形となったことから、国の補助分の2,600万円余を減額するものです。

3の国庫支出金返納金は、平成25年度に受け入れた国庫補助金等のうち、交付確定に伴い国庫への返納が必要なものについて、1,388万円余の増額補正をお願いするものです。

3段目の児童措置費です。

1の児童扶助費の(1)県措置に係る措置費の支弁は、児童養護施設等への措置費について、措置単価の基礎となる施設の人件費単価が国家公務員の給与に準じて増額改定されたことに伴い、6,071万円余の増額補正をお願いするものです。(2)の県にかかる母子生活支援施設等運営費の支弁は、生活困窮やDV被害などで保護を要する母子を支援する母子生活支援施設の入所数が見込みよりも少なかったことに伴い、3,149万円余を減額するものです。

33ページをお願いいたします。

2段目の母子福祉費です。

(2)の児童扶養手当支給事業費は、ひとり親等に支給する児童扶養手当について、受給者数が見込みよりも少なかったことにより、減額をお願いしております。

3段目の児童福祉施設費です。

2の中央一時保護所管理運営費は、県の児童相談所において、一時保護件数の増加と一時保護期間が長期化するケースがふえていることから、2,279万円余の増額補正をお願いするものです。

34ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定です。

ひとり親家庭等学習支援・交流事業ですが、この事業は、地域の公民館などを活用して、ひとり親家庭の子供に退職教員などがボ

ランティアで学習指導を行うものですが、4月から速やかに事業を開始するため、債務負担行為の設定をお願いしております。

続きまして、飛びますが、76ページをお願いいたします。

報告第4号いじめに係る重大事態に係る調査結果の報告です。

これにつきましては、別冊の資料としまして、いじめに係る重大事態に関する調査結果の冊子を準備しておりますので、そちらで御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

まず、Ⅰの調査の経過ということで、事案の概要についてですが、平成25年4月に、当時県立高校3年の女子生徒が自宅で自死するという事案が発生しました。亡くなられた御本人の携帯電話のメモに遺書的な文言が書かれており、いじめの可能性が考えられることから、事案発生後、学校が調査委員会を設置し、全校生徒へのアンケートや聞き取り調査が行われました。その後、7月と9月に学校調査の結果が遺族に報告されましたが、御遺族は納得されず、第三者委員会等による再調査を求められました。本事案は、いじめ防止対策推進法施行前の事案でありましたが、法の趣旨や考え方を踏まえ、昨年1月に、知事から、熊本県いじめ調査委員会に調査、審議の諮問を行ったものであります。

今回の報告は、調査委員会からの答申をもとに調査結果として取りまとめ、いじめ防止対策推進法に基づき、県議会に御報告するものであります。

次に、2の知事からの諮問ですが、知事からの諮問事項は、その資料に記載の3点でありました。

なお、参考までに、次の2ページにかけまして、いじめ調査委員会の概要、委員構成を記載しております。

2ページをお願いいたします。

3の審議の経過ですが、資料に記載のとおり

り、計14回の委員会が開催されました。そのほか、御遺族、学校関係者などからの聞き取り調査、個別の心理分析なども行われました。

3ページをお願いいたします。

4の熊本県いじめ調査委員会からの答申ですが、本年1月15日に知事への答申が行われました。

次に、Ⅱの調査結果であります。

1の学校調査のプロセスや方法等についての検証ですが、まず、①です。学校が設置した調査委員会の体制について、外部の専門家は1名のみであり、残りの5名は、学校や教育委員会の関係者でありました。調査分析に必要なさまざまな専門性、調査の客観性において問題のある体制でありました。また、事務局機能といったものもなく、重大事態を調査するには不十分な体制でありました。

②は、学校内部における危機対応の役割分担がなされておらず、学校長に責任と負担が集中したこと、また、調査委員会の委員長を学校長が務めたことにより、学校長としての対応と委員長としての対応が混在し、その結果として、御遺族の不信感が高まったことであります。

次に、③は、学校調査委員会において、事実認定に当たっての判断基準やいじめ認定における理由や根拠など本来なされるべき調査分析の手順や内容が、報告書や調査資料の中で明らかにされないままに見解が導き出されており、問題があったということでありませう。

最後に、④として、御遺族への説明について、調査の方針などの事前説明がなされておらず、また、調査経過についての説明も適切に行ったとは言いがたく、早い段階で御遺族との信頼関係が崩れてしまったということでありませう。

4ページをお願いいたします。

2の学校調査の見解についての検証であり

ます。

まず、いじめの定義につきましては、そこに法の条文を記載していますが、下線部分のとおり、受けた本人が心身の苦痛を感じていたかどうかというところが大事な部分であります。

次に、(1)いじめ調査委員会におけるいじめ認定のプロセスですが、まず、学校が行ったアンケートや聞き取り調査記録の中から、また、いじめ調査委員会として実施した追加の聞き取り調査の中から、合わせて462件の証言が抽出されております。

次に、②ですが、その462件の証言を、ダンスの練習や本人の人物像など、関連する場面ごとに整理していくとともに、類似の証言をまとめながら、164件の事柄に分類。

5ページをお願いいたします。

この164件の一つ一つについて事実認定が行われ、資料に記載の4つの段階の基準に基づき、132件の事柄が事実認定されました。そして、一番下の③になりますが、その132件を、A、本生徒の人柄、性格等に関するもの、B、本生徒の心情に関するもの、C、いじめの可能性のあるもの、D、その他の4つに分類という手順となっております。

6ページをお願いいたします。

④ですけれども、さらに、本生徒の携帯電話に残されたメモの内容や事実認定した本人の人柄や心情についての証言などから、本人の心情を可能な限り推しはかる作業が行われております。

なお、心理分析の例については、そこに記載のとおりとなっております。

そして、最後に、⑤になりますが、先ほどの事実認定の中で、C、いじめの可能性のあるものとした24件について、各事柄に含まれている個々の証言の内容を踏まえ、さらに16項目に整理した上で、④で行いました本人の人柄等の分析を踏まえて、いじめとして認定するかどうかの判断が行われております。

その結果、一番下になりますけれども、ダンスの練習に関するものとして8項目、ダンスの練習以外に関するものとして1項目の計9項目について、いじめと認定されております。

7ページをお願いいたします。

ここからは、いじめと認定しました具体的な項目の内容を記載しております。

ダンスの練習に関する証言について、本生徒が亡くなったのは4月11日でしたけれども、その前日の4月10日の出来事であると確認できるものと、4月10日より前ではあるが、いつの出来事かわからないというものがありましたので、4月10日のダンスの練習と4月10日より前のダンスの練習に分けて整理されております。

①から④につきましては、4月10日より前のダンスの練習における強い口調による指導や厳しい言葉です。⑤は、言葉ではなく、数十回繰り返し練習させられたという状況です。⑥は、本生徒を中傷するような言葉であります。

8ページをお願いいたします。

⑦は、本生徒が一人でダンスを踊らされ、その姿を見て、笑っている者もいたという状況です。

⑧の1から4につきましては、内容としては4月10日より前の出来事と重なっておりますけれども、4月10日のダンスの練習の場面での出来事として確認ができたため、いじめとして認定が行われております。

9ページをお願いいたします。

ダンスの練習がどのようなものであったかなどについての考察ですけれども、この学校における体育大会の女子ダンスは、地域の注目度も高く、女子生徒たちにとっては、特別な晴れ舞台という位置づけでありました。本生徒が所属する学科とその他の学科が優劣を競い合う形で行われ、ライバル意識がとても強かったということが確認されております。

そして、ダンスの練習は体育の授業の一環として行われていましたが、練習自体は生徒の自主性に任せる形で、春休みに入っただけに生徒たちだけの自主練習が開始されております。

3つ目の黒丸ですが、ダンスの練習におけるいじめが起こった背景として、思春期の女子生徒特有の集団心理が働いていたのではないかという可能性が推察されております。

なお、もう1項目、一番下になりますけれども、ダンス練習以外に関していじめ認定が行われております。これにつきましては、いつ、どのような内容ということは確認できておりませんが、本生徒が別の生徒に相談したという事実があるため、いじめの定義に基づき、いじめがあったものとして認定されております。

10ページをお願いいたします。

いじめ調査委員会としてのいじめと自死との関連性についての見解です。

見解の結論部分は、一番下の段落の「以上のことから」から始まる部分ですけれども、「ダンスの練習が本生徒に強い心理的負担を与えていたことは明らかであり、自死の前日の4月10日までのダンスの練習において、繰り返し繰り返し踊らされる中で厳しい視線や言葉を浴びせられるなどのいじめ行為については、本生徒にとって強い心理的負担の一つであったことは間違いなく、いじめが自死の要因の一つになったものと考えられる。」というのが、いじめと自死との関連性についての見解であります。

11ページをお願いします。

次に、ダンスの練習以外の要因と自死との関連性についての見解です。

これについては、本生徒が残した携帯電話のメモの内容や友人の証言から、ダンスの練習が始まる前から死を考えるような出来事や悩みがあったことは十分推察できるが、証言等からは確認することができず、今回の自死

の要因になったかどうかについても判断することはできなかったということでもあります。

最後に、まとめとして、自死の要因に関する見解ですが、ここはちょっと読ませていただきたいと思っております。

本生徒は、ダンスの練習が始まる前までは、「死にたい」と思うほどの悩みを抱えつつも、何とか一人で対応しようと頑張ってきたと考えられる。

しかし、本生徒が苦手としていたダンスの練習が始まると、それまでの悩みに加え、クラス全体がダンスで負けたくないという雰囲気の中、それぞれの生徒がお互いを思いやる余裕を無くしていく状況の中で、ダンスをうまく踊れない本生徒にとって、ダンスの練習の際に発せられた厳しい言葉や中傷といったいじめによる自尊心のさらなる低下、誰も救いの手を差し伸べてくれないという強い孤立感・孤独感、体育大会当日にダンスをうまく踊らなければいけないというプレッシャーと失敗することへの強い不安や心配、辛い状況がいつまで続くのかという絶望的な気持ちなどが積み重なり、本生徒が耐えられる心理的負担の限界を超えてしまい、結果的に死の選択につながったものと思われる。

ということでもあります。

12ページをお願いいたします。

学校調査委員会の見解についての検証であります。

学校調査報告書における見解の趣旨は、①ダンスの練習中の厳しい言葉は、本生徒にとっては、精神的な苦痛を感じさせる心理的圧迫に当たり、その点ではいじめはあった。②本生徒には以前から自死への思いがあった。また、本生徒がみずから命を絶つに至るまでにはさまざまな複合的要因が考えられ、ダンスの練習だけが自死の要因であるとは確定できない。③生徒たちだけのダンス練習の状況については、学校もあらかじめ細かに把握す

べき事柄だったというものでした。

まず、①のいじめの有無につきましては、いじめの存在は肯定していますが、最も重要な部分の判断であるにもかかわらず、その根拠を示すような記載や分析がなく、説得性のある丁寧な説明がなされていないとして、不十分としております。

次に、②の自死の要因について、ダンスの練習と自死との関連性を認めてはいるものの、自死との関連性については直接的な言及はなされておらず、また、ダンスの練習に関するいじめ以外のさまざまな心理的負担についても捉えていないなど、不十分であるとしております。

③のダンスの練習における学校の関与については、学校における把握が不十分だったとしたいじめ調査委員会の見解と同じくするものでした。

最後に、調査や審議が不足していたとして、資料に記載のとおり、4点を指摘しております。

13ページをお願いいたします。

再発防止についての検証であります。

本事案の発生後、いじめ防止対策推進法の施行などを踏まえて、学校や県の教育委員会においては、さまざまな取り組みが進められており、既に改善策がとられているものもあります。

しかし、取り組みが不十分であると思われる次の2点について指摘しております。

1点目は、全教職員による事案の振り返りと共通理解の場が設けられなかったということであり、2点目は、クラスの生徒たちに対して、本事案についての振り返りを促すような指導機会を逸してしまったということです。

事案発生後のさまざまな混乱により、生徒へのアプローチが難しくなってしまったようですが、やはり卒業までに何らかの機会を設けるということは、生徒たちにとっても、学

校にとっても重要なプロセスであったと思われます。また、全校生徒へのいじめに係る指導についても不足していたとしております。

以上が調査結果の報告であります。

なお、調査報告書につきましては、1月16日に県教育委員会に通知し、今回の重大事態の適切な対処、再発防止のために必要な措置を講じるよう求めております。

報告は以上であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松永障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

では、また冒頭の常任委員会の説明資料のほうにお戻りいただきまして、35ページをお開きいただきたいと思います。

まず、2月補正予算の通常分について御説明をいたします。

障害者福祉費ですが、2億9,200万円余の減額でございます。

右の説明欄の1、障がい者扶助費でございますが、(1)の更生医療から(4)の障害福祉サービス費等負担事業までにつきましては、それぞれ所要見込み額の増または減となっております。それと、過年度事業分の確定による追加交付のための補正をお願いするものでございます。

次の2、障がい者福祉諸費につきましても、(2)を除きまして、所要見込み額の増に伴う補正になっています。(2)の事業者等管理システム保守委託事業は、自立支援給付支払いシステムの管理に係る単県事業が国庫補助の対象とされたことによる財源更正でございます。

次の36ページの3、障がい者福祉施設整備費でございますが、前年度の経済対策で例年規模以上の事業が前倒しで実施をされた関係で、本年度の通常分につきましては、国の補助採択が1件にとどまったことから、残りを減額補正するものでございます。

続きまして、4の国庫支出金返納金についてです。

(1)の障害者医療費等国庫支出金精算返納金から(4)セーフティーネット支援対策等事業費補助金返納金までの各精算返納金につきましては、いずれも平成25年度分の国の負担金等の額の確定により精算返納をするものでございます。

続きまして、37ページの5、重度心身障がい者医療費は、市町村の実績額の減少に伴う減額でございます。

続きまして、中段の児童措置費でございますが、1億9,000万円余の増額をお願いしております。

説明欄の1、児童扶助費の障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業につきましては、通所事業所数の増加による事業量の増及び平成25年度事業分の確定による追加交付のために増額補正をお願いするものでございます。

3の国庫支出金返納金は、平成25年度の障害児施設設置費国庫負担金の額の確定により精算返納をするものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。

中段の精神保健費ですが、3,500万円余の増額をお願いしております。

1の精神保健費のうち、(1)精神障がい者地域移行支援事業は、本年度新たに国庫補助事業として追加されました退院後生活環境相談員に対する研修を3月に実施することに伴うものでございます。

次に、2の国庫支出金返納金ですが、措置入院費等に係る平成25年度の精神保健費等国庫負担金、補助金の額の確定により精算返納をするものでございます。

続きまして、39ページの3、地域自殺対策緊急強化基金積立金でございますが、基金の運用利息額の確定に伴う積立額の増と平成24年度、25年度に実施しました事業について、市町村からの精算返納された補助金の基金へ

の積み戻しでございます。

以上、2月補正通常分が8,258万円余の減額になっております。

続きまして、経済対策分の説明をさせていただきます。

資料68ページをお願いいたします。

障害者福祉費ですが、1億9,700万円余の補正でございます。

説明欄、右のほう、1の障がい者職場実習促進事業は、障害のある実習生を受け入れる農業法人等に対する助成、2の障がい者福祉施設整備費は、社会福祉法人等が行います障害者福祉施設の施設整備やスプリンクラー整備に対する助成でございます。

次に、精神保健費としまして、348万円余の補正でございます。これは、自殺対策として臨床心理士による相談支援等に要する経費としてお願いをしております。

これらの経済対策分の事業は、いずれも、本来は平成27年度当初予算への計上を予定しておりましたものを前倒して、補正予算として計上した上で、事業の早期執行を図るものでございます。

なお、経済対策分として2億72万円余の補正額になっております。

続きまして、69ページの繰越明許費でございます。

ただいま御説明しました経済対策に係る各事業につきましては、年度末まででは事業期間がほとんど確保できないために、補正予算の全額を繰り越して執行させていただくものでございます。

以上、障がい者支援課でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○立川医療政策課長 医療政策課です。

戻りまして、40ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で9億7,438万4,000円の減額をお願いしております。

主な事業について説明してまいります。

2、保健医療推進対策費の(3)医療施設等施設・設備整備費は、医療機関が機能拡充のために行う施設及び設備整備に対する助成です。国庫補助金の内示減及び所要見込み額の減に伴い、2億4,733万9,000円を減額するものでございます。(5)の療養病床転換助成事業は、病院または診療所の開設者が療養病床を介護保険施設等に転換するために行う施設整備に対する助成ですが、申請がなく、7,200万円を減額するものでございます。

41ページをお願いいたします。

(6)の医療施設耐震化整備事業は、2次救急医療機関が行う耐震化整備に対する助成です。工事進捗のおくれ等に伴い、4億5,096万4,000円を減額するものでございます。(10)の医療施設消防用設備整備費は、有床診療所が防火対策のために行うスプリンクラー設備整備に対する助成です。補助事業者の申請辞退等に伴い、2億395万1,000円を減額するものでございます。

42ページをお願いいたします。

6、地域医療再生基金積立金は、地域医療再生基金の運用利息及び事業者からの精算返納金等の積み立てです。5,741万6,000円をお願いしております。

43ページをお願いいたします。

医務費で9,763万2,000円の減額をお願いしております。

1、へき地医療対策費の(2)へき地医療施設・設備整備費補助は、僻地医療拠点病院及び僻地診療所の施設・設備整備費に対する助成です。国庫補助金の内示減及び所要見込み額の減に伴い、9,678万3,000円を減額するものでございます。

次に、保健師等指導管理費で1億1,468万9,000円の減額をお願いしております。

1、看護行政費の(2)看護師養成所等運営費補助事業は、看護師等養成所の運営に対する助成です。所要見込み額の減に伴い、2,50

4万3,000円を減額するものでございます。

44ページをお願いいたします。

2、看護師等確保対策費の(3)看護職員確保総合推進事業は、看護職員のキャリアアップ支援、就労環境の改善等、看護職員の確保、定着に向けた取り組みに要する経費です。所要見込み額の減に伴い、2,205万7,000円を減額するものでございます。(4)訪問看護ステーション強化事業は、小規模訪問看護ステーションの機能を強化するための訪問看護師や事務職員の確保等に要する経費に対する助成です。所要見込み額の減に伴い、3,818万6,000円を減額するものでございます。

以上、医療政策課は、計11億7,297万2,000円の減額をお願いしております。

よろしくをお願いいたします。

続きまして、45ページをお願いいたします。

繰越明許費について御説明いたします。

公衆衛生費の医療施設耐震化整備事業及び医療施設消防用設備整備費、医薬費の在宅歯科診療器材整備事業で、いずれも年度内に事業完了しないことが想定されるため、4億6,032万1,000円の設定をお願いするものでございます。

46ページをお願いいたします。

債務負担行為について御説明いたします。

医療施設耐震化整備事業で補助事業者の工期延長のため期間を平成28年度まで延長し、あわせて、平成27年度以降の事業費がふえるため、限度額を9億3,678万9,000円に変更をお願いするものです。

少し飛びますが、70ページをお願いいたします。

経済対策分について御説明いたします。

公衆衛生総務費で15億7,332万7,000円の増額をお願いしております。

地方創生先行分として新たに行うもの及び平成27年度から前倒しを行うものとして、5事業をお願いしております。主な事業について

て御説明してまいります。

(1)の小児在宅医療災害時対応設備整備事業は、地方創生先行分です。災害時に小児の在宅医療を継続するために、医療機関等が行う小児在宅医療用非常用発電機の整備に対する助成です。1,179万4,000円をお願いしております。21施設分を計上しております。

(2)の医療施設消防用設備整備費は、平成27年度から前倒しで行う事業です。有床診療所等が防火対策のために行うスプリンクラー等の整備に対する助成です。14億8,757万5,000円をお願いしております。65施設分を計上しております。

続く(3)、(4)、(5)は、今御説明しました(2)同様、平成27年度から前倒しで行う事業でございます。

以上、医療政策課は、計15億7,332万7,000円の補正をお願いしております。

よろしく願いいたします。

続きまして、71ページをお願いいたします。

繰越明許費について御説明いたします。

今70ページの経済対策分の増額をお願いした5事業につきまして、いずれも年度内に事業が完了しないことが想定されるため、全額の15億7,332万7,000円の設定をお願いするものです。

医療政策課は以上です。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○大塚国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料は、戻っていただきまして、47ページをお願いいたします。

主なものを説明いたします。

まず、国民健康保険指導費で8,682万円余の増額をお願いしております。

説明欄2のポツ、国民健康保険制度安定化対策事業でございます。

1行目の高額医療費共同事業負担金、これ

は、レセプト1件当たり80万円を超える高額な医療費によります市町村財政への影響を緩和するため、県でその一部を負担するもの、その下の県調整交付金は、市町村間の財政調整のために医療費相当額の9%を交付するものですが、いずれも医療費の実績見込み額が当初見込みを上回ったことによりまして増額をお願いするものです。

次に、下の段の公衆衛生総務費につきまして、5億526万円余の減額をお願いしております。

説明欄1、(1)後期高齢者医療給付費負担金は、後期高齢者医療にかかります費用の12分の1を県が負担するもの、それから、(2)の後期高齢者医療高額医療費負担金については、高額な医療費の費用の助成をするものですが、いずれも医療費の見込みが当初見込みを下回ったことから減額をお願いしております。

(3)の後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、低所得者等の保険料を軽減するための県負担金につきまして、保険料軽減額が確定したことから減額をお願いしております。

次の48ページをお願いいたします。

以上によりまして、国保・高齢者医療課、2月補正通常分としまして、総額で4億1,843万円余の減額補正をお願いしております。

資料飛びまして、申しわけありませんが、72ページをお願いいたします。

経済対策分につきまして御説明申し上げます。

619万3,000円の増額をお願いしております。

説明欄に新としております市町村健康寿命延伸評価・促進事業で、地方創生先行分でございます。これは、市町村における健康づくりを進め、健康寿命の延伸をすることで医療費適正化を図るための事業でございまして、医療費データ等を活用して市町村の取り組みを評価し、効率的、効果的な市町村国保の保

健事業の促進を図る事業でございます。

次の73ページをお願いいたします。

繰越明許費についてでございます。

ただいま説明いたしました市町村健康寿命延伸評価・促進事業について、本年度中に事業が完了しないことが想定されるため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

御審議のほどどうかよろしくお願いいたします。

○下村健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

戻りまして、説明資料の49ページをお願いいたします。

以下、主なものについて御説明をいたします。

公衆衛生総務費で991万6,000円の減額をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

まず、2の衛生諸費でございます。当課で受け入れております市町村からの派遣職員の給与費等に係る負担金でございます。

次に、3の健康づくり推進費でございます。

(2)の歯科保健推進事業は、県民の歯の健康づくりの推進や市町村が行う子供のフッ化物洗口に要する経費でございますが、国庫補助金の内示減及び市町村の所要見込み額の減に伴う減額でございます。

(3)の特定健康診査等実施事業、(4)の市町村健康増進事業につきましては、市町村が実施する事業に対する負担金で、市町村の所要見込み額の減に伴う減額でございます。

(5)のがん診療施設設備整備事業は、医療機関が行うがん診療設備に対する助成ですが、国庫補助金の内示減に伴う減額でございます。

50ページをお願いします。

6の原爆被爆者特別措置費は、原爆被爆者の受給対象者に対する手当及びその支給事務に要する経費ですが、受給対象者の減等に伴う所要見込み額の減額でございます。

7の特定疾患対策費でございます。

(1)の特定疾患治療費につきましては、平成27年1月1日施行の難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく対象患者の増加に伴います所要見込み額の増額でございます。

8の国庫支出金返納金につきましては、市町村健康増進事業等の平成25年度国庫補助金の交付確定に伴う精算返納金でございます。

次に、予防費で244万円の減額をお願いしております。

51ページをお願いいたします。

2のハンセン病療養所入所者家族生活援護費は、ハンセン病療養所入所者の親族の援護に要する費用ですが、所要見込み額の減に伴う減額でございます。

以上、健康づくり推進課の平成26年度2月補正予算として、総額1,235万円余の減額補正をお願いしております。

次に、説明資料74ページをお願いいたします。

経済対策分について御説明をいたします。

公衆衛生総務費で1,200万円の増額をお願いしております。

説明欄をごらんください。

1の健康づくり推進費の健康長寿推進事業につきましては、県民主体の健康づくり推進及び健康長寿の意識醸成のための普及啓発に要する経費で、健康づくりモデル事業の実施、成果の活用などにより推進を図るものでございます。

次に、説明資料75ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

先ほど説明をいたしました健康長寿推進事業につきましては、年度内に事業が完了しないことが想定されますので、全額の繰越明許

の設定をお願いするものでございます。

健康づくり推進課は以上です。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○窪田薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

資料に戻っていただきまして、52ページをお願いいたします。

3段目の薬務費の右側説明欄をお願いいたします。

2の薬務行政費で141万円余の減額補正をお願いしております。

医薬品検査及び一斉取締費ですが、これは、国からの委託を受けて、医薬品医療機器等法に基づく医薬品の検定業務等を実施するものですが、国の予算減等によります各都道府県への委託費の内示減に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

薬務衛生課は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○高木健次委員長 次に、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて担当課長から資料に従い説明をお願いします。

初めに、河野病院事業管理者。

○河野病院事業管理者 病院局でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本議会に提案しております病院局の議案について御説明を申し上げます。

今回提案しておりますのは、予算関係1議案、第19号議案平成26年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)でございます。

恐れ入りますが、委員会資料の54ページをごらんいただきたいと思っております。

収益的収支におきまして、収入5,200万円余、支出3,900万円余の減額補正をお願いしております。

収入につきましては、当初予算の段階で第2次中期経営計画における入院患者数等の目

標値を見込んで計上しております。今回、その目標値を下回ることから減額するものでございます。

また、支出につきましては、経費の実績が、当初の見込み額より少なくなることによるものでございます。

最終的に4,500万円余の純損失を計上しておりますが、これは、新しい会計基準への移行に伴う特別損失の影響であり、一時的なものでございます。

なお、資本的収支に関する補正はございません。

また、平成27年度の債務負担行為の設定をお願いしております。

以上が今回の議案の概要ですが、詳細につきましては、総務経営課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○高木健次委員長 引き続き担当課長から説明をお願いします。

○林田病院局総務経営課長 総務経営課でございます。

委員会説明資料の54ページをお願いいたします。

こころの医療センターに係る病院事業会計でございます。

左側の欄、一事業年度の経営活動を示す収益的収支でございます。

まず、収入で、患者数が目標値を下回る見込みとなったことによる入院及び外来の収益減により、5,200万円余の減額をお願いしております。

次に、支出について、次の55ページをお願いいたします。

支出の減額の内容でございます。

医業費用のうち、給与費について、職員の退職及び人事異動等による減、材料費につい

て、薬品費の使用実績に伴う減、また、経費について、光熱水費、燃料費等の実績による減、以上、合計で3,900万円余の減額をお願いしております。

54ページに戻っていただき、これらにより、補正後の収入が15億9,200万円余、支出が16億3,800万円余となります。平成26年度予算、決算から新しい会計基準が適用されることから、支出には当初から今年度限りの特別損失を計上しており、その結果、4,500万円余の純損失となる見込みでございます。これにつきましては、累積欠損金として処理することとなり、執行が困難になることはございません。

なお、右側の資本的収支につきましては、補正はございません。

次に、56ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定をお願いしております。

平成27年4月1日から継続して実施する庁舎管理業務等について、今年度中に契約事務を終える必要があることから、総額2,000万円余の債務負担行為を設定するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。――ありませんか。

○松岡徹委員 13ページですけれども、介護職員によるたんの吸引等のための研修事業についてですが、ちょっと事業者からのお話を伺うと、2月にこれは今あっているんですかね、研修が。それで、この時期は、1～2月というのは、何といいますか、インフルエンザの流行時期で、職員にしても利用者にしても非常に悩ましい時期というかな、体制とる

のに。それで、要望としては、年度初めあたりに予定を示してもらって、こういう時期でないときにその研修を入れていただいたほうが助かるというようなお話をちょっと伺ったんですけれども、そこら辺はどんなもんですかね。

○中島高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

介護職員等のたんの吸引等のための研修事業、平成23年度からあっております。それで、これにつきましては補助が入っております、国の補助事業で実施しているところで、毎年実はそういう御意見いただいておまして、県としましても、できるだけ早期に実施したいと実は考えておるところですが、補助内示が、いつもちょっと年度後半になってからしか来ないという実態がございまして、若干1カ月早かったりする年度もあるんですが、今年度もちょっと年度後半になってからしか来ませんでした。ですから、そうなりますと、そこらからいわゆる委託先の入札でありますとかいろんな事務手続をする必要があると。さらに、その委託先が決まった後に、実際の講師の先生方との日程調整が出てくるということで、どうしても、12月からありますとか1月からありますとか、いわゆる寒い時期になってきているというのが実態でございます。

我々もそういう認識持っておりますし、実は、このたんの吸引の研修につきましては、来年度以降は、医療、介護の基金の事業に移ると、財源上ですね。そうなりますと、今の国の説明では、その分については、国の予算成立後速やかに内示するという情報がありますので、来年度は、例えば夏場とか、そのあたりでもできるのではないかと考えているところです。

○松岡徹委員 大体来年度からは改善される

見通しということですかね。

○中島高齢者支援課長 我々もちょっと期待しております。

○松岡徹委員 20ページの(8)の介護予防・生活支援サービス構築支援事業ですけれども、これは、いわゆる要支援の市町村移行に関係する中身なんですかね。

○池田認知症対策・地域ケア推進課長 市町村地域包括支援センター向けの研修会で、研修の中身につきましては、介護予防、生活支援サービス等の充実を図るための研修を行っております。

○松岡徹委員 移行のあれじゃないんですかね、これは。

○池田認知症対策・地域ケア推進課長 移行事業そのものではございません。移行のための研修、それからその指導、助言等を行っているものであります。

○松岡徹委員 移行のための研修。それで、移行の問題では、前回委員会でも、民間団体の全国調査について御紹介をしたと思います。15年度4月からの移行と答えたのが3%とかね、見通しが立たないというのが41%というふうなことを紹介したわけですがけれども、厚生労働省が移行についての調査をしたデータをちょっと新聞で見たんですけれども、15年4月から移行できるというのは4.9%になっていますね。それから、16年度中に移行するというのが7.2%と。それで、17年度、最終年度に1,069ということで、67.7%という、結局もうどうにもならぬから最終年度に押しやっているという実態が、厚生労働省の調査でも出ているようですね。

ここら辺は、県としても、これは全国的な

調査のようですから、把握していらっしゃると思いますけれども、どんなものでしょうかね。

○池田認知症対策・地域ケア推進課長 平成27年度中に移行しようとする本県の市町村につきましては、8.9%というふうに思っております。それから、28年度中が35.6%ということで、44~45%につきましては、今年度、来年度で移行する。29年度が46.7%ということで、これを全部足しますと、41団体はその計画期間内ですということ、1月末ですけども、1月末段階では検討、考えております。残り4団体については、移行時期につきましては、しないということではなくて、どこでするかというのはまだ検討中でございます。これにつきましては、早目に移行するところにつきましては、既存のサービスプラス幾つかのサービスを加えまして、さらに充実していこうという、動かしながら充実していこうと。それから、後半のほうに持っているところにつきましては、ある程度充実を図った上で事業を展開しようというふうに考えているところが中心のようでございます。

県といたしましては、引き続き、住民の方々のサービスにできるだけ結びつくように、内容の充実、それから早目の取り組み等を働きかけてまいりたいというふうに思っております。

○松岡徹委員 全国的な平均よりも熊本の場合は、今お話を聞くと、ちょっと高い感じですが、いずれにしろ、半数近くが最終年度というようなことのように、やっぱりこれは県としては進めぬとどうしようもない、まあ、国の方針だからということではあると思いますが、私に言わせれば、やはりどうも制度設計そのものに——こういう全国的調査を民間団体、厚生労働省の調査、大体共通する結果が出ているのを見ると、それ自体に問

題があるんじゃないかなということ強く感じまして、県も、いわゆる進めるという角度と同時に、やっぱりさまざまな問題点をつかんで、制度上是正すべき点はどういうことなのかというのを一方では持って対処していただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それから、子ども未来課のA4の横書きのお話がありましたけれども、生活支援のあれですね。これで、国のいわば、何といいますかね、メニュー一覧みたいなのでいくと、子育て関係では、15歳以下の児童が属する世帯の世帯主への交付というのと、もう一つは、多子世帯ですね、第3子以降に対する支援とか、両方このメニューがあるわけですよ。それで、これはどっちのほうになるのかなと思ってですね。

○福田子ども未来課長 今、松岡委員がお示しされたものは、国が取り組みの例として示しているものかと思います。それで、例えば多子世帯に対する保育料の軽減の事業などもこの交付金の対象にできるということで例示されております。

ただこれは、熊本県におきましては、既に単県事業でその多子世帯の保育料軽減分を単県事業として上乗せしているところまでございまして、いわば熊本は先行的にやっている例がそこに示されていたものというふうに理解しています。

それで、今回御提案しております事業につきましては、そこに示されている例ではございませんで、私どものほうで、この国の交付金を活用して、子育て世帯の支援が何か取り組めないかということを検討していきました。その中で、最初は、子育てサービスなどを対象としたそういった子育てサービス券のような、そういったことを交付するような事業なども考えられないかということで、実は市町村ともそういったことで幾つか相談はし

たところではございますけれども、市町村におきましては、これまでもそうでしたけれども、プレミアム商品券の発行事業をほとんどの市町村がもう実施する予定であるということでもございましたので、では、その市町村の組み立ての中で私どもが考えている子育て世帯の支援がどうにか取り組めないかということで、その割引販売を市町村が行った場合には、県のほうでその部分を補填しますということで組み立てを考えているところでもございまして、市町村の事業と県の事業をセットにすることによって子育て支援を図っていききたいという、そういう事業でございまして。

以上です。

○松岡徹委員 これは、この前、本会議の質疑でも僕は取り上げたんですけども、20億3,900万、どさっと来ているわけですね、この関係ではですね。聞いてみると、市町村がやることと県がやることは変えたほうがいいというようなのも、企画のほうに聞きますと、あったりしてですね。そうすると、その市町村が何をやるかも調べるのは大変だし、結局は、本会議までまだ何をやるというのが定まっていないというのが部長の答弁だったんですけども、非常に実際は、熊本県あたり財政が厳しいから、どういう事務事業にお金をつけるかというのはもう本当に苦勞をされていると思うんですけども、こういう形ではがばっと来て、まあ、ばらまきですね。それにどうやって事業をくつつけるかという非常に頭の痛いところだったろうと思いますけれども。

要するに、今聞いてわかったのは、市町村がやるのを補うという形でこれは生かすということですかね。

○福田子ども未来課長 おっしゃるとおり、市町村のを補完するという事業です。

○松岡徹委員 わかりました。

いじめについてもいいですか、いじめの関係も。

○高木健次委員長 別問題ですね。

○松岡徹委員 よかですか。

○高木健次委員長 はい。

○松岡徹委員 いじめの報告で、県の調査委員会が、学校調査でうやむやになっていた問題を明らかにして、いじめによる自死という形で出したのは非常に積極的な意味があると思います。

その上で、県の調査委員会の一番最後の再発防止についての検証というところですが、最近学校事故が相次いでまして、その学校事故に対する裁判も結構いろんなところであって、そこで一番問題になっているのは、いわゆる子供の命が一番大事だと。言葉で言えば、安全配慮義務ですね。いわばいろいろあっても、子供の命をどう守るかということ、力を合わせて最優先で取り組んでいくということを安全配慮義務という形で裁判などでも指摘されているようではありますが、私は、いわゆるいじめ問題を繰り返さない、再発させない、それをまた全体の教訓にするという上で、この安全配慮義務の問題がきちんと指摘されてない点はいかがかなというふうに思っているんですけれども、その点はどうでしょうか。

○高木健次委員長 藤本課長、一応報告ですから、主管としては教育委員会ですから、わかる範囲内で課長のほうから説明をお願いします。

○藤本子ども家庭福祉課長 今回の調査自体

は、いじめ防止対策推進法に基づいた調査になっておりまして、調査の目的自体が、今回のような自死事件があったような重大事態が起こったときのその対処が1つ、それから再発防止のためというのが大きな目的となっております。その上で、調査自体は、いじめがあったとするならば、どのような行為がなされて、なされた本人がどのように感じたのかということを明らかにすること、できるだけ事実関係を明らかにすることというのが一番大事な目的となっております。

今回そういう中で委員会でも議論があったわけですが、その学校の対応については、この資料の9ページにもちょっと書いておりますけれども、9ページの上から2つ目の黒丸、ダンスの練習について、練習は体育の授業の一環として行われていたということが1つ、それから、12ページになりますけれども、一番下の③のところ、ダンスの練習における学校の関与についてということで、学校調査自体でも、ダンスの練習の状況は学校もあらかじめ細やかに把握すべきだったというふうには言っております。本調査委員会でも、まあ、本調査委員会の見解をダイレクトにはここには書いてませんが、学校の関与としては不足していたというようなことを暗に言っております。

ということで、安全配慮義務について具体的に議論はしておりませんが、学校の関与が不足していたことは言っておりますので、先ほど申しましたように、本調査自体の目的は、再発防止というのが一つの大きなものでありますので、今回この調査結果を踏まえて、1月16日の日に、知事のほうから、事態の対処と再発防止のために必要な措置を講ずるように文書で求めています。したがって、次の段階としては、教育委員会のほうで、学校現場のほうでそういったことを踏まえて改善がなされるものというふうに思っております。

以上です。

○松岡徹委員 私も、子ども家庭福祉課が事務局だから一応報告があったので、詳しくは教育委員会のほうにつないでいただければと思って聞いているんですけどね。

それで、2点目は、関連して、大津のいじめ事件のときの第三者委員会の報告で、結局は学校の先生たちが忙しくて後回しにしてしまったというかな、第1点目と関連していますけれども、そういうような指摘があるんですよね、大津の事件の報告でも。

この場合は、生徒数は何人だったんでしょうかね。

○藤本子ども家庭福祉課長 生徒数はですね……。

○松岡徹委員 それで、わからないなら、教育委員会のほうにつないでいただくということで、きょうの議論をね。

○藤本子ども家庭福祉課長 27人です。全校生徒は214人。

○松岡徹委員 このクラスは。

○藤本子ども家庭福祉課長 27人。

○松岡徹委員 27人ね。詳しくまた教育委員会に聞きたいので、一言言うってください。また機会つくりたいと思いますので。

○高木健次委員長 ほかに質疑ありませんか。

○早田順一委員 今のいじめに関連してちょっとお聞きしますけれども、言われたとおり、その再発防止というのが、これから一番大事になってくるんだろうというふうに私も

思っております。

それで、主管はもちろん教育委員会でありますけれども、健康福祉部として、これまで、例えばこのいじめに関して連携をとって何かされてたのか、もしくは今回の重大事態に関連して、これから何か新たに教育委員会と連携をしていくことがあるのか、ちょっとお尋ねします。

○藤本子ども家庭福祉課長 正直申しまして、今回の問題があるまで、いじめの所管というのが知事部局内にあったわけではありませんでした。それで、基本的には教育委員会が対応するというのでやっていました。健康福祉部としましては、もっと広い分野、私どもの子ども家庭福祉課の持ち分で言いますと、児童相談ですとか、あるいは児童の権利擁護ですとか、虐待とかそういったことを通じて、例えば児童相談所でいじめの相談を受けるとか、そういったことでかかわり合いを持ってまいりました。

今後は、いじめの重大事態があつて、必要に応じて知事が再調査する場合に、もしそういうものがあれば、今後またうちが事務局となつてすることがありますけれども、あと、今回の事態を受けて、先ほど再発防止ということで教育委員会に改善を求めたと申しましたけれども、教育委員会が実際にどうやった改善策を出したかという報告を受けるようにしておりますので、それに基づいて、知事部局として、もし加えて何か必要なことがあればやるということは判断することになるかもしれません。そういうふうに思っております。

○早田順一委員 今回の事態を受けて、やはりふだんから何かそういう相談体制というのも何か新たに考えてもいいのかなとちょっと思ったものですから、御検討いただければというふうに思います。

○高木健次委員長 ほかに質疑ありませんか。

○藤川隆夫委員 62ページの老人福祉費の介護保険対策事業で、中山間地域の条件不利地域においての地域包括ケアシステムの構築、これは極めて大事な話なんだろうと思うんですけども、具体的に市町村からどういう事例やりたいかというのは出てきていますかね。

○池田認知症対策・地域ケア推進課長 中山間地域等創生による地域ケア推進事業につきましては、これはまだ立ち上げ——来年度から取り組むわけですけども、市町村のほうにまず働きかけをしまして、それから手を挙げていただくというふうに考えておりますので、今の段階では……。

○藤川隆夫委員 何もないということですね。

○池田認知症対策・地域ケア推進課長 はい、ありません。

○藤川隆夫委員 わかりました。

もう1点が、健康づくり推進課です。

健康づくり推進費が、74ページで1,200万出てますけれども、その中で、健康寿命のモデル事業を実施するという話が先ほどあったかというふうに思います。確かに熊本県の場合は、健康寿命は全国でも真ん中ぐらいというふうに聞いておりますので、これはある程度極めて大事だろうというふうに思っております。その中で、実際にどのようなモデル事業をしていこうと考えているのか、内容がもし詰まっているのであれば教えてください。

○下村健康づくり推進課長 健康づくり推進

課です。

今回補正で出しております健康づくり推進費の健康長寿推進事業でございますけれども、本年度も実施をしておる事業でございます。同額で実施をしている事業でございます。事業名としては健康長寿推進事業、くまもとスマートライフ推進事業という形で事業を進めておるところでございます。

健康づくりのモデル事業につきましては、従来から県民の皆様に事業の公募をいたしまして、その事業の中で健康長寿に資する事業につきまして採択をし、事業を実施しているところでございます。

具体的に言いますと、平成25年度には、口腔ケアにつきましてのモデルを採択しております。それから、今年度、平成26年度につきましては、テーマを「栄養・食生活」、それから「身体活動・運動」という大きな2つのテーマについて募集をしております。たくさんの方の事業の応募がございました。その中から予算に応じまして5事業を採択して、実は9月から委託事業を開始しております。

内容につきましては、主なものとしましては、歩数を延ばしていただく、県民の皆様の歩数をあと1,000歩ふやしていただく事業として、スマートフォンを使いました歩数計のアプリの作成といったものを今開発中がございます。そのほかに「栄養・食生活」といたしましては、糖尿病、それから肥満の予防に効果があります、これは熊大のほうで進めていただいておりますが、ブルーサークルメニューというのがございます。これは、1食当たり600キロカロリー以内、塩分が3グラム未満というメニューでございますけれども、そういうメニュー、もう既に開発をされているものもございますが、そういうブルーサークルメニューを開発していただいて、企業の社員食堂で提供していただくという事業もあわせて進めているところでございます。現時点では、このブルーサークルメニューの社員

食堂での活用は約7～8社ほど、大きな企業の社員食堂で採用していただくことで今進めているところでございます。

この補正予算の分につきましては、特に、ほかに残っております大きなテーマとして、健診の受診率の向上といったテーマなどを新たなテーマでまた県民の皆様に提案を募集して、それをモデル事業にして今後の活用につなげていただくことと考えておるところです。

○藤川隆夫委員 丁寧な説明ありがとうございます。

こういう形でされるわけなんで、できれば、やった後の検証というか、実際これを行ったことによって、どれだけ健康寿命が延びそうなのかとか、延びていくのかとか、そういうふうなところまで実は追いかけてもらえればというふうに考えておりますので、ぜひ続けていただきたいと思います。

それで、ブルーサークルメニュー、実は普通のレストランでも出しているところがありまして、実は私ももう食べましたけれども、おいしいし、それなりの量もあるし、それが本当に600キロカロリー以下かという、うん、と思うような食事だったので、普及していただければというふうには思います、確かに。そんなことで頑張っていっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○高木健次委員長 ほかに質疑ありませんか。

○鬼海洋一委員 40ページの医療政策課で、2の(2)小児医療対策事業2,532万円の減額補正ですけれども、今、特に小児医療の問題についての医師の確保や地域偏在、こういうものをどうやって対応していくのかという県としての政策課題が具体的に提示されているというふうに思うんですが、ここで言うこの小

児医療対策事業の現状をもう少し教えていただきたいと思います。

○立川医療政策課長 この40ページの2の(2)の小児医療対策事業のこの国庫補助金の内示減、まず、ちょっとこれを御説明しますと、これは、熊本赤十字病院で行っております小児救命救急センターの運営事業の国庫内示減がございましたので、これを落とさせていただきますものでございます。

今、先生御指摘ございました小児の医療につきましては、まさしく指摘されましたとおり、小児の医師の偏在、あるいは減少もありますし、先ほど経済対策のほうでも提案させていただいておりますけれども、重度の心身障害児者の在宅医療とかいったいろんな問題を抱えておりまして、私ども、全般的な医師の地域の偏在とかいうのとあわせまして、小児につきましては、今後の将来を担う子供たちの生命にかかわる問題でありますので、幅広くいろんな政策に取り組んでいるところではございます。

○鬼海洋一委員 非常に地方にとって大きな課題だというふうに思っています。過去何回か小児救急医療体制の整備についても質問をして、それなりに対応いただいているというふうに思うんですが、その中で、シャープ8000番というのが出てきました。相当多くの利用が今されているわけですが、しかし、ずっと今各地歩いていますけれども、電話するばってん、つながらぬという、そういう状況も少し出てきているようでもありますけれども、ここは来年の予算にかかわる話ですから、また新たに次の機会に申し上げたいと思っているわけですが、その辺の問題に対する認識というのはいかがでしょうか。まず病院に行かなくて済む体制をとりあえずつくるという意味で、非常に大きな効果を発揮しているというふうに思うんですが

も。

○立川医療政策課長 今シャープ8000のお話がありまして、先生今おっしゃったのは、一時期、若干ちょっと器材のふぐあい等がございましたときがあつて、今それは応急措置等やっておりますので、そのときにつながらぬとおっしゃったのか、一般的にあれがたしか19時から24時までだったと思いますけれども、時間帯によってやはり集中する時間等もあつたりとか、あるいは今回インフルエンザ等の流行等で、一時期といいますか、電話の本数がふえたというのも聞いておりますので、どちらかちょっとわかりませんが、いずれにしても、シャープ8000が非常に効果的であるということは我々も認識しておりまして、今ちょうど、現在ですけれども、市電のラッピング電車にもシャープ8000を、これは片面ですけれども、もう一方の片面には、脳卒中の、すぐ救急車を呼びなさいと、こういうときは呼びなさいというようなことを張っておりますけれども、そういったことで、さらなる利活用もしてもらおうように今行っているところでございます。

○池田和貴委員 済みません、健康づくり推進課にお尋ねをしたいと思ひます。ページは50ページ。

特定疾患治療費、難病新法が1月1日からスタートして、かなり増額になってますですよ。それで、実際スタートしてみて、最初に想定したのとうとうかという話と、疾患数はこれからまたふえてくるんですよ。これは、振興局の対応も含めて今の体制ですよ、難病センターも含めて、スタートしてみて、どういうふう到现在感じられているか、その辺ちょっと聞かせていただきたいんですよ。

○下村健康づくり推進課長 今御質問のあり

ました難病新法につきましては1月1日から施行されておまして、健康づくり推進課では、更新の方も含めて昨年準備を進めてまいったところでございます。

委員おっしゃったように、現状では、110疾患まで拡張、56から110まで拡大をされておりますが、今年の夏ごろには300疾患まで広げるといふことで、現在残りの疾患名については国のほうで審議がされており、随時疾患名が公表されていくものと思ひます。

新法への対応の現状につきましては、現在、これまで1万4,000人ほどの医療費負担の受給者の方がいらつしたんですが、1万3,700件ほどの受給者証を発行しているところでございます。これは更新の方でござひます。それから、あわせて、今回の法の施行で指定医療機関、指定医を指定するというのが県の役割として出てまいりましたので、指定医療機関につきましては約1,800件、それから指定医については1,600人の指定をしたところでございます。

新たに医療費助成の対象になりました疾病、ふえました疾病につきましては、昨年12月の8日から受け付けを開始しております。現在の段階では、予想よりはちょっと少ない状況でござひます。現時点で集計はしておりませんが、1月の段階ではまだ100件に満たないぐらいの状況でござひましたけれども、疾患について、対象になったことについてのまだ御認識がない方であるとか、あと、病院のほう、お医者さんと相談をされている状況で、今後また申請がふえてくるのではないかと思ひておりまして、そういうことで対応をしているところでござひます。

それから、申請につきましては、更新も新規も含めて——更新につきましては、特に、保健所、それから熊本市のほうにも委託をしておりますけれども、大量の事務処理がござひまして、なかなか申請をされる方には御迷惑をかけている部分もあつたかと思ひます

が、何とか大きな山は越えたのかと思います。

それから、支援センターにつきましては、昨年の補正で増員を認めていただきましたので、これまで件数の増に対する対応ができなかった分も対応ができるようになっていくというふうに認識をしております。今後また、センターとも話しながら、どういう状況かというのは確認をしていきたいと考えています。

○池田和貴委員 わかりました。ありがとうございます。

心配をした部分がありまして、何とか乗り越えていただいたというふうなお話がありました。ただこれは、質問のときにも触れましたけれども、これは、いかに周知を進めていくかということもやっぱり重要なんですよ。どっかに登録してあるわけではなくて、これから御本人さんが申請をしてこられることになると思いますので、やっぱりその周知が十分か十分じゃないかということも、やっぱり問われてくるんだと思うんですけども、そういうことも含めて、ぜひ、まあ、これから大変だと思うんですね。疾患数300だったら、1人の人間、多分覚え切らぬよね、担当者じゃね、というようなことになると思いますので、しっかりここは県として対応できるように体制を整えていただきたいということを要望しておきます。

○高木健次委員長 ほかに質疑ありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第19号から第20号までについて、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 異議なしと認め、一括採

決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は、急を要する案件についてのみ質疑をお願いします。

何かございますか。

○松岡徹委員 阿蘇の町村会長と議長会から要望書が出ている件ですけれども、これは執行部にも出ているわけですかね。

それで、健康福祉部に関係するところで、空調設備とか——学校、保育園とか、幼稚園とかありまして、それに関連して要望したいと思います。

実は、私は1月7日に高森町に降灰の調査に行ったんですよ。9日に知事宛てに申し入れをしたんですけども、その中にこの問題も入れてたんですが、ちょうど行ったとき、2時半に噴火があって、上色見におったもんだから、もうもろに灰が来て、ぱらぱら音がして降りかかって、マスクしてなかったもんだから、えらい吸い込んで、それ以来、まだ耳鼻咽喉科で喉の治療ばしているんですけども、それが原因かどうかよくわからないですけれども、いずれにしても、そこら辺からせき込むようになってですね。

ですから、ああいう形で、小さな子供さんとか病気のお年寄りとかが、やっぱり灰を吸い込むというのは健康によくないなと実感しているんですけども、ですから、簡単じゃないですけども、そういう空調設備などについての要望が出ておりますので、前向きに検討していただければと。要望です。

○高木健次委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。

午前11時51分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長